

建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和3年11月25日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時32分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| ① 市道路線の認定及び廃止に関することについて | (建設計画課) |
| ② 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて | (建築指導課) |
| ③ 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関することについて | (建築指導課) |
| ④ 水戸市児童遊園に関することについて | (公園緑地課) |
| ⑤ 指定管理者の指定に関することについて(児童遊園) | (公園緑地課) |
| ⑥ 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関することについて | (住宅政策課) |
| ⑦ 水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することについて | (水道総務課) |

(2) その他

2 出席委員(7名)

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(1名)

議 員 飯 田 正 美 君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

建設部長 渡 邊 雅 之 君 建設部技監兼建設計画課長 大 森 幹 司 君

建設部技監兼道路建設課長 松 葉 光 隆 君 建設部技監兼生活道路整備課長 有 金 正 義 君

建設部技監兼内原建設事務所長 谷 萩 幸 治 君 道路管理課長 丹 治 雅 人 君

河川都市排水課長	大	山	裕	己	君	建築課長	大	和	田	聡	君
土木補修事務所長	川	又	弘	一	君						
都市計画部長	加	藤	久	人	君	都市計画部技監兼公園緑地課長	上	田	航	君	
都市計画部技監兼市街地整備課長	木	村		勤	君	都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	大	和	直	文	君
都市計画課長	平	澤	俊	之	君	建築指導課長	井	原	孝	志	君
住宅政策課長	砂	川	和	敏	君						
上下水道事業管理者	荒	井		宰	君						
水道部長	伊	藤	俊	夫	君	水道部参事兼水道総務課長	関	谷	勇	君	
水道部参事兼経理課長	梶	山		哲	君	水道部技監兼給水課長	梶	山	学	君	
水道整備課長	杉	山	健	一	君	浄水管理事務所長	島		孝	夫	君
下水道部長	坏		貴	之	君	下水道管理課長	鬼	澤	英	一	君
下水道整備課長	小	田	博	之	君	集落排水課長	久	木	崎	隆	君
下水道施設管理事務所長	渡	邊	基	弘	君						

6 事務局職員出席者

議事課長補佐	綱	島	卓	也	君	書記	昆	節	夫	君
--------	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

報告事項の説明に入ります前に、前回の委員会におきまして、松本委員から御提案がありました、執行部からの報告事項以外に関する各委員の発言を事前通告制にすることについて議題といたします。

本件につきましては、委員会運営の効率化を図る観点からそういった御提案がなされたところでございます。皆様から御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、事前通告制にすることは委員会の審議になじまないと思いますので、通告制にすることは反対です。水戸市の常任委員会を見ても、4つの常任委員会がありますけれども、そのうち事前通告しているのは総務環境委員会だけなんですよ。3つの委員会がやってないということでもあります。

そして、事前通告にすると、やっぱり緊急な事態があった場合の質問もできなくなってしまうし、あるいはまた議員の発言を抑制するということにもなりますので、やっぱり建設企業委員会の中で自由な活発な論議をするためにも、そしてまた、市民の皆さんの願いを委員会に反映するためにも、私は事前通告制はすべきではないというふうに思います。特別委員会もみんな事前通告ではないですよ。だから、そういう点では、常任委員会ですから、県内を見ても事前通告になっているところはないですよ。私ちょっと調べてみたんですけども、ないです。自由に議論ができておりますので、ぜひこれまでどおりのやり方を行っていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 ほかの方、御意見ございますでしょうか。

小川委員。

○小川委員 まず、反対という、従来どおりに継続していただければというのがまず第1点。それとともに、先ほど中庭委員からも出たように、正直言って、スムーズに審議が行えればというのは当然のことであって、その中でこれは重要だと、しかも審議時間も多少必要だというような部分においては事前に申告して審議を進めていただければなど、こう思います。だから、中途半端な言い方かもしれんけど、やはり従来どおりの中に1点加えれば、ただいま申し上げたように重要な部分があれば、申告して進行していただければということでございます。

以上です。

○綿引委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 私は、前回お話したとおり、スムーズな委員会運営をしていくに当たっては、前日までに通告を出すということで、執行部の方も少し時間の猶予があると思いますから、それに対して委員会である程度明快なお答えをいただけるのではないかなと思っております。

あとは、前回も申し上げたとおり、1週間とかすごい前だと緊急の場合はちょっと弊害があると思うんですけども、前日でしたら、緊急性のことも含めて通告できるのではないかなって。また、当日何かが起き

たときは、委員長の御判断でそれを議論することもできるかと思しますので、スムーズな委員会運営をするに当たっては、私は通告制にさせていただいたほうがいいのではないかなと思っております。

○綿引委員長 田口委員。

○田口委員 私は従前どおりでいいかなというふうに思います。事前通告にしたほうがいいという意見もありますけれども、従来どおりの形でお願いしたいなと思います。緊急の場合とか、それから先ほど皆さんが言っているように、事前に担当者のほうにこういう質問して、ちゃんと答えられるようにというぐらいの通告は、ここで通告するんじゃなくて事前にやっていただきたい。そして、今までどおりにやっていただきたいというふうに思います。

○綿引委員長 松本委員、いかがでしょうか。

○松本委員 前回の委員会で、私のほうから提案をさせていただいたんですけども、委員の皆さんがそれぞれの立場でもって、それぞれの意見に分かれているところでもあります。その他の項で執行部の皆さんが、誰が、何を言われるのかと、何を聞かれるのかというのがあろうかと思うんですよ。ですから、せっかくの委員会でこれは必要だから、我々はその他の項で通告をしておいて、そしてそのときにいい答弁を、何回もやらなくてももらえるんじゃないのかというふうに、私はそのように考えたものですから、通告制というものを提案させていただいたわけでありまして。

その他の項で突然質問されても、今日は資料がないからその点については分からないとか、その点はもう少し調査しなければ分かんないとか、こういう答弁が今までの流れの中では結構多かったんじゃないのかなというふうに私は思ったんですよ。

ですから、私はどちらでも構わないですよ。執行部の皆さんがやりやすいように、私はそういう提案をしたわけでありまして。だから、私はこっこの委員の数が、民主主義の決め方によって賛成多数で決めるんだろうと思うんですけども、私はそういう意味で、執行部の皆さんに対して速やかに、その日のうちにできる限り通告をしておけば、いい答弁が、納得ができる答弁が出てくるんだろうというふうに私は考えたんですよね。そういう意味で通告制というものを取り入れたらどうなのかなというふうに思ったんです。

ですから、今、ほかの委員さんから出たように、水戸の常任委員会は総務環境委員会だけがそれをやっています。ほかの委員会はやっていません。やってないというのは誰も言わないからやってないんだと私は思っています。建設企業委員会だって誰も言ってなければ今までどおりだと思いますよ。私が言い出しっぱになって前回の委員会にそういう問題を提起させていただいたわけなんですけれども、委員長ね、副委員長ね、今のところ人数見ると、あとは正副委員長のお二人の考えに私はお任せしますよ。どちらでもいいです。やっぱりよりよい審議がスムーズに、その他の項なら何でもいいということじゃなくて、中身のある質疑ができれば、私は通告制のほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私がその他で質問する場合には、大体執行部に事前に話をして、こういう問題をやりたいんだと、やらないときは何も言わないということでやっていますので、そういう点で今まで何の支障もなかったんですよね。ですから、やっぱり議員の意見を自由に述べるというのがこの常任委員会なんですよね。本会

議と違って、本会議の場合はきちんと事前通告して、質問点を明らかにしてやるわけでありますので、別にそんなに大きな問題があるわけではないので、これまでどおりぜひやっていただきたい。

だから、そういう点で、議員の良識も踏まえてやっていく必要があるんじゃないかなと。委員会条例でも別に事前通告ということになっているわけじゃありませんので、やっぱり4つの常任委員会のうち3つがそういうことをやっていないから、そういう点ではぜひこれまでどおりのやり方を行っていただきたいと思います。

以上です。

○綿引委員長 それぞれ御意見ありがとうございました。

委員会の効率的な運営、そして議論を深めるという点では、委員の皆様、御意見一致しているところであるかと思います。ただ、そのやり方等々含めてのところ、今日のところは御意見が分かれているようでございますので、再度調整をさせていただき、また執行部ともちょっと御相談をさせていただきながら、次回の委員会にて決めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 委員長、そうしたら、この間の委員会からももう何日たっているの。その間、執行部とは全然この話はしてなかったの。

○綿引委員長 若干。少し。

○松本委員 やったの。執行部は何だって言ってるの。

○綿引委員長 全員から聞いたわけではないので。

○松本委員 だから、その辺がやっぱりきちんとしてもらわないと、執行部と今後また打合せをしてと委員長はそう言っているんだけど、じゃ前回の委員会から全然そういうことをやってなかったのかどうか。私はそのために正副委員長に一任ということ saying いたわけなんです。だから、誰とどういう話をしたの。じゃ、今後、執行部の誰と話をするの、委員長として。その辺がしっかりしてなければまたずるずるになっちゃうよ。だから、駄目なら駄目、いいならいいで私も構わない。けども、執行部の意見というのが、はっきりと通告されないほうがいいのか、通告しておいてもらったほうがいいのかというのを確認するのに1週間、私は待ったんですよ。それができてなかったんだ。

○綿引委員長 今回、提出議案の御説明をいただいた課長さんから、雑談レベルではお話を伺っているところでございます。ただ、正式に部長さん方々には、この件については、まだ私のほうでも御相談をさせていただいてないというのが現状でございますので、再度お時間をいただいて部長級の皆様とも御相談をさせていただきながら決めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「了解」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 松本委員、よろしいですか。

○松本委員 はい。

○綿引委員長 小川委員。

○小川委員 再度ね。今、松本委員からも出ましたけど、前回から1週間の時間があつたろうという部分でございます。あつたろうけど、その辺をもう一度加味して、当然、副市長を筆頭にして各部の部長サイドで、

皆さん全員が出て御相談できれば一番いいだろうけど、でもそれを統括しているのは副市長であったり各部長でありますから、その辺ちょっと意見の交換をしていただいて次回の委員会で正式に。この中で数でどうのこうのとやる問題じゃないよ、はっきり言って。それこそスムーズにいかせるためには、やはりここで、皆さんのそれなりの良識の下で、そして議員としての立場の中でスムーズに進めるための、審議する場ありますから、そういう面でひとつ委員長にお願い申し上げて、次回に松本委員のほうにも御理解できるような発言をよろしくお願い申し上げまして終わります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は別に1週間も延ばす必要はないと思うんですよね。というのは、やっぱり委員会というのはあくまでも委員の皆さんの意見が大事ですよね。執行部の意見を聞いて決めるというものではない。やっぱり十分な議論を進めていくというのが議会制民主主義ですから、今まで何かこれで問題が起きたということでもないし、ですから、委員の皆さんがこれまでどおりの運営をしてほしいと言っている点もありますので、私もこれまでどおり、ぜひ自由な審議ができるように、そしてまた、私も必要な問題については事前に執行部に話をよく理解をしていただいて、そして答弁もいただくということでやっていて問題もないので、ぜひ今までどおりの形でやっていただきたい。別に執行部の意見を聞くほどのものでもないということをおっしゃりたいと思います。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

それでは、再度申し上げますが、皆様方から御意見を賜りましたので、正副委員長で一度お預かりをさせていただいて、再度、次回の委員会にて決定をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項の説明を行います。

報告事項(1)から(7)のとおり、第4回定例会に提出を予定されております案件について説明をいただきます。

なお、これらの案件につきましては、本日は説明を行うことにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することについて、執行部から説明を願います。

大森技監兼建設計画課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 おはようございます。

それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして、御説明のほう差し上げます。

建設部建設計画課提出の資料のほうを御参照願います。

今回は、認定が24件、それから廃止が5件、あわせて29件の市道路線の認定及び廃止の手続となっております。

ページを返していただきまして、1ページ目を御覧いただきたいと思っております。市道の路線数及び延長の内訳でございますが、令和3年7月1日現在の路線数は7,694本、延長が総延長で228万3,724.54メートルとなっております。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして、路線数が19本の増、延長で2,066.84メートルの増となりますので、最終的に路線の総数が7,713本、総

延長で228万5,791.38メートルとなります。

続きまして、右側の2ページ目を御覧ください。

市道認定等の内訳になってございます。認定となる路線としては、開発行為による帰属が15本で延長が1,794.76メートル、寄附による市道路線の認定が2本で延長207.55メートル、再認定道路が5本で592.31メートル、計画道路が2本で延長253メートル、廃止が5本で延長が780.78メートルになってございまして、認定する路線は先ほど御説明差し上げたとおり19本で、2,066.84メートルの増となっております。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

3ページから4ページにつきましては、今回認定となる路線の、それからページを返していただいた5ページ目には廃止の路線につきまして、路線名、起点、終点、延長、幅員、道路種別などをお示した表となっております。

ページを返していただきまして、7ページから34ページまでにつきましては、対象となる路線の位置図などとなっております。こちらの位置図につきましては、見開きで、左側の奇数ページに道路認定路線図、それから右側の偶数のページに詳細図のほうをお示ししてございます。

認定となる路線につきましては、7ページから28ページまでにかけて記載させていただいております、廃止になる路線につきましては、29ページから34ページにかけてお示ししてございます。そのほか、参考資料として別添で道路実測図を提出させていただいておりますので、後ほど御参照のほどをよろしく願いいたします。

以上、説明させていただきました案件につきましては、令和3年第4回定例市議会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて、執行部から説明を願います。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 都市計画部建築指導課資料を用いまして、水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて御説明いたします。

まず、1の改正理由でございます。常磐元山地区周辺の用途地域及び地区計画に係る都市計画の変更に伴いまして、地区計画に既に定められた制限を建築基準法に基づく条例に規定することで、建築基準法上の制限とするものでございます。また、以前になされました建築基準法等の改正にあわせて、関係規定の整備を行います。

まず、先ほど申し上げました都市計画の変更につきまして概要を申し上げます。お手元の資料の一番最後のA3判のカラーの図を見ていただきたいんですが、令和3年2月10日の当委員会におきまして、偕楽園周辺地区における用途地域及び地区計画の変更について御報告いたしまして、その後、都市計画決定に至りまして、令和3年6月25日に告示したものでございます。

その内容でございますが、偕楽園の交流拠点としてのさらなる充実と住民の利便性向上に資するため、一

定の商業施設等の立地を可能とするように用途地域を変更しております。用途地域の変更は図の上段でございます。その一方で、現在の良好な景観や住環境を維持するため地区計画におきまして、一部の用途を規制し、また建築物の高さについては従前と同様の規制をかけるようにしてございます。地区計画の変更については、図の下段で示しております。

資料の1ページにまた戻って説明をしたいと思っております。

2の主な改正内容でございます。

(1)は地区計画で定められた建築物の用途制限を条例に規定するもので、条例の別表第2に常磐元山地区のB地区に建築してはならないものとしたしまして、アからオに示す用途に供する建築物を建築してはならないものとして規定いたします。

(2)につきましては、地区計画で定められております建築物の高さの最高限度などを条例に規定するものございまして、条例の別表第9に常磐元山地区のA地区及びB地区について、高さの最高限度と各部分の高さの最高限度をそれぞれ規定するものがございます。

(3)につきましては、以前になされております建築基準法、都市計画法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律のそれぞれの改正に伴う引用条項のずれの修正ですとか、その他の文言の整備をあわせて行うものがございます。

資料2ページの3、施行期日でございますが、令和4年1月1日としております。

資料の3ページからは新旧対照表と参照条文を添付しております。

新旧対照表でございますが、3ページから条例の文言の整理ですとか条項ずれの修正が続きまして、10ページと11ページにまたぐ網かけの部分がございまして、こちらが用途の制限を条例に規定するものがございます。

それから、また続きまして、19ページをお願いいたします。

19ページに大きく網かけをしてございまして、高さの制限につきまして、B地区について新たに指定してございまして。

21ページ以降が参照条文でございます。後ほどお目通しのほど、よろしくをお願いいたします。

資料の説明は以上でございます。こちらにつきましては、令和3年第4回定例会に議案として提出する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

○綿引委員長 次に、水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関することについて、執行部から説明をお願いします。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 引き続きよろしくをお願いいたします。

都市計画部建築指導課作成の建設企業委員会資料を用いて説明させていただきます。

水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関することについてでございます。

1の改正理由でございます。都市計画法及び都市計画法施行令の改正等に伴いまして、条例を改正し、関係規定の整備を行うものがございます。

2の主な改正内容でございます。

(1)は、改正された都市計画法施行令第29条の9に定める基準に従いまして、都市計画法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域、この区域のことを水戸市では通称でエリア指定及び文言指定と呼んでおりますが、これらの区域から土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の災害リスクの高い区域を除外するものでございます。条例の第3条と第4条が該当いたします。

こちらに関連する資料といたしまして、参考資料1番から3番の図面を御用意しております。後ほど御説明させていただきたいと思っております。

すみません、また1ページに戻っていただきまして、2の(2)でございます。エリア指定区域以外の条例区域の指定方法についてでございます。条例区域を客観的かつ明確に示すために文言指定を取りやめまして、道路の区間を明示する指定に変更しようとするものでございます。条例の第4条が該当いたします。こちらに関連する資料が参考資料の2番でございます。

これらの法改正にあわせまして、基準の内容に変わりはありませんが、一部の用語や表現を分かりやすく改めるような改正もしております。

1ページの3の施行期日でございます。改正都市計画法等の施行日にあわせまして、令和4年4月1日としております。

3ページ以降に新旧対照表と参照条文を添付しております。

まず、今回の条例改正の根拠となります参照条文について御説明いたします。7ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました災害リスクの高い区域の除外に関連する部分でございますが、7ページの1番、都市計画法の改正がございまして、下線部ですが、災害の防止その他の事情を考慮して区域を定めるようにと改正されまして、同じく7ページの2番、都市計画法施行令第29条の9の改正がございまして、(1)から(7)に掲げる区域を含まないこととすべしと定めがされております。水戸市におきましては、新たに土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域を除外する必要がこれによって生じております。

続いて、8ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました洪水浸水想定区域につきましては、8ページの3番、都市計画法施行規則第27条の6、それと同じく8ページの4番、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による都市計画法の一部改正に関する安全なまちづくりのための開発許可制度の見直しについて、技術的助言が国土交通省から出ています。こちらの技術的助言の(2)で、想定浸水深につきましては、2階の床面に浸水するおそれがある水深3メートルを目安とすることとございますので、水深が3メートルを超える区域を除外するように考えております。

改正内容の2つ目の指定方法の見直しにつきましては、同じく8ページの4番の技術的助言の(1)でございます。こちらで区域を明確に示すべきであるというように規定されておりますので、この内容に適合するように、具体的に道路の区間を指定するように改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の説明をいたします。3ページをお願いいたします。

災害リスクの高い区域の除外につきましては、3ページの第3条、それから第4条、それぞれ改正いたしまして、先ほど申し上げました都市計画法施行令第29条の9に掲げる区域を除外するように規定いたしま

す。

それから、2つ目の指定方法の見直しにつきましては、第4条の改正が該当いたします。現行では、第4条の第1号及び第2号の要件を満たすところを条例区域とするよう文言で指定しておりましたが、改正案では、市長が道路の区間を指定するものとしたしまして、その道路の境界線から50メートルの範囲内を条例区域とするように規定しております。指定する区間の要件は規則を改正して定めるものと今後いたします。

新旧対照表4ページをお願いいたします。

改正案の第4条第2項でございますが、こちら新設とありますが、既に第3条のほうでエリア指定区域の告示方法を規定しておりますが、この第4条の2項では、市長が指定した区間の告示の方法について、エリア指定の告示の方法と同じ方法を取るということを規定しております。

また、同じく4ページの第5条第3項の2号と3号につきましては、現行の第5条第3項にも規定していた内容を2号と3号の2つに分けて規定し直したもので、基準の内容は変わっておりません。

それから、参考資料の1及び2でございますが、現段階の案ということにはなりますが、それぞれ御説明いたします。

参考資料の1でございますが、浸水深が3メートルを超える浸水想定区域とエリア指定区域を重ねあわせたものでございます。緑色で示した区域が土砂災害警戒区域、あるいは浸水想定区域が含まれていることを理由にエリア指定区域から除外となる区域を示しております。したがって、赤い色で示した区域が条例改正後のエリア指定区域を示すということになります。

続きまして、参考資料の2番でございます。要件を満たすものとして、市長が指定する区間と見込んでいた部分をオレンジ色で図示しております。この指定区間においては、この道路境界線から50メートル以内の土地を条例区域とするよう、今後改定することになります。

資料の説明は以上でございます。こちらにつきましては、令和3年第4回定例会におきまして、議案として提出する予定でございます。よろしくをお願いいたします。

○綿引委員長 次に、水戸市児童遊園に関することについて、執行部から説明を願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 おはようございます。

それでは、お手元にお配りいたしました公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて御説明をいたします。

1、改正理由につきましては、開発行為による帰属に伴い、児童遊園7か所を新たに条例に追加するため、別表の改正等を行うものでございます。

次に、2、改正内容につきましては、お手数ですが、2ページをお開き願います。

新旧対照表により御説明をいたします。

表の左側が現行、右側が改正（案）となっております。右側の改正（案）の表中、名称の欄の3段目になりますが、網かけ部に水戸市笠原町下組第7児童遊園、同様に位置の欄に水戸市笠原町83番16と追加するものでございます。他の6か所の児童遊園につきましても、同様に名称及び位置を追加するものでございます。また、施設の概要としまして、3ページから16ページに位置図、平面図がございますので、お目

通しいたきますようお願い申し上げます。

ページを1ページにお戻し願います。

3, 施行期日につきましては, 令和4年1月1日からといたします。

なお, 参考といたしまして, 現在の児童遊園数につきましては291か所ございまして, 今回の7か所をあわせると298か所となる見込みでございます。

また, 児童遊園の総面積につきましては, 現在, 9万8,943.4平米に對しまして, 今回, 追加する1,981.43平米をあわせまして, 合計10万924.83平米となる見込みでございます。

最後になりますが, 本件の水戸市児童遊園条例に関するることにつきましては, 12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に, 指定管理者の指定に関するることについて(児童遊園)について, 執行部から説明を願います。

上田技監兼公園緑地課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 引き続きよろしくお願いたします。

それでは, お手元の公園緑地課提出の資料, 指定管理者の指定に関するることについて御説明いたします。

1, 理由につきましては, 新たに7か所の児童遊園を追加指定するためでございます。

2, 管理を行わせる公の施設の名称につきましては, (1)水戸市笠原町下組第7児童遊園から(7)水戸市米沢町下組第2児童遊園までの7か所でございます。

次に, 3, 指定管理者となる団体の名称につきましては, 一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4, 指定の期間につきましては, 令和4年1月1日から令和8年3月31日まででございます。

なお, 本件の指定管理者の指定に関するることにつきましては, 12月の第4回定例市議会に議案として提出する予定となっております。よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に, 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関するることについて, 執行部から説明を願います。

砂川住宅政策課長。

○砂川住宅政策課長 住宅政策課です。よろしくお願いたします。

それでは, 水戸市営住宅及び特定市営住宅に関するることについて説明いたします。お手元に配付しております住宅政策課作成資料を御参照願います。

今回の条例改正につきましては, 老朽化した市営新原住宅を用途廃止するために関係規定の整備を行うものです。

市営新原住宅は, 昭和33年建設後63年が経過した住宅でありまして, 4棟32戸で構成された簡易耐火造の共同住宅であります。それでは, 詳細の説明に入ります。

初めに, 1, 改正理由でございますが, 繰返しになりますが, 老朽化した市営新原住宅について, 用途廃止を行うため, 関係規定の整備を行うために改正を行うものでございます。

次に, 2, 改正内容であります。条例の別表第1の第1項, 市営住宅一覧から新原住宅の部分を削ると

いうものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日からといたしまして、速やかに用途廃止の手続を進めてまいります。

参考といたしまして、新旧対照表がありますので、後ほど御参照願います。

以上、説明させていただきました案件につきましては、12月の第4回定例会市議会に議案として提出する予定となっておりますので、よろしく願います。

説明は以上になります。

○綿引委員長 次に、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することについて、執行部から説明を願います。

関谷参事兼水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 それでは、水戸市水道事業及び下水道事業の設置等に関することにつきまして、水道総務課提出の資料により御説明をいたします。

初めに、1の改正理由でございます。開江浄水場におきまして浄水方法の変更、内容といたしましては粉末活性炭処理設備の追加となりますが、こちらを次年度に予定するに当たりまして、水道法に基づく事業認可の変更手続が必要となりますことから、経営の基本事項となる給水人口等について、今後の人口推計を踏まえまして見直しを行うため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、給水人口及び1日最大給水量を改正するものでございます。

恐れ入ります。資料の2ページを御覧願います。

経営の基本でございます第3条のうち第2項第2号の給水人口。表の左側、現行になりますが、31万7,100人から、右側、改正(案)の27万人に変更いたします。また、第3号の1日最大給水量を、同じく16万5,310立方メートルから11万3,100立方メートルに変更するものでございます。

恐れ入ります。また、資料の1ページにお戻りをいただきまして、3の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

このほか、資料の3ページから4ページに参照条文を添付しておりますので、後ほど御参照のほど、お願いをいたします。

なお、本案件につきましては、令和3年第4回市議会定例会に提出する予定でございます。よろしく願います。

説明につきましては以上でございます。

○綿引委員長 以上で、第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

それでは、資料の請求がありましたら御発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 先ほど、エリア指定区域から危険な地域を外すということが、地図で見ますと、かなり広範囲にわたっているんですけども、これによって、今度は建築がかなり規制されるということになるわけですけども、現在、ここに建っている軒数というのはどのくらいあるのか、その資料をできればいただきたいなと思ったんですけど、出せますかね、これ。

[発言する者あり]

○中庭委員 参考資料1と参考資料2ってありますよね。これによって、現在ここに建っている家というのはいっぱいあると思うんですけども、何軒くらいあるのか。その方は今後どういうことになるのか。既存建築物ですから、当然、別に取り壊すということはないでしょうけれども、どのくらいの戸数が今あるのか。資料が欲しいということなんです。

○綿引委員長 質疑で対応ができるのであれば、何軒ということが……

[発言する者あり]

○中庭委員 だから何軒くらい建っているのか。その方は別に既存建築物だから規制されないんだけども、ただ何軒くらいの軒数がこの地域の中にあるのか。ちょっと知りたいなと思ったんですけど、それは資料としては無理なのかな。

[「軒数までは分からない」と呼ぶ者あり]

○中庭委員 それは調べたことはないんですか。

○綿引委員長 今回、資料請求に関することでございますので、質疑で対応できるところは質疑で対応していただいてということによろしいですか。

○中庭委員 じゃ、答弁の中に出してもらえますか。

○綿引委員長 はい。

○中庭委員 分かりました。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

松本委員。

○松本委員 後のほうからいこうかな。市営新原住宅を廃止するということだよ、これね。そうすると、ここの面積とか、廃止した後にどこの財産になるのか。行政財産なのか普通財産なのか、その辺を資料で出していきたい。大した面積じゃないのは分かっているんだけど、そのままほったらかしていたんではないから。それには普通財産になるとか、いろいろな問題があるかと思えますよ。ですから、その辺を資料で出していきたいと思えます。

それから、今、中庭さんが先にやられたから、それはそれでいいんですけど、都市計画法第34条の11号というのは、これは議員が議案としてつくったものなんです。執行部の皆さんになかなかやっていただけなかったんで、我々議会が議案として執行部に認めてもらったんです。そして、調整区域の救済事業としてエリア指定区域というものをつくっていったんですけど、それは御存じのとおりだと思います。

そういう中で、この青いところを外すわけなんですけれども、赤い部分というのは、以前からこれはエリアだったという見方でよろしいんですか。それでいいんだよね。分かりました。これを、今度の見直しの際にエリアを広げるということは全く考えてはいないということになるのかな。そういうことも資料で出してください。これも質問になってしまうから、これで終わりますが。

あとは、最初のほうの常磐元山地区の地区計画ですね。B地区というのは、高さの制限を規定したんだ、これは。A地区は15メートルまでの高さがいいと言ったんだけど、それでB地区が10メートルまでの高さに変えるということなんです。今現在は、じゃ、どういうふうになっているの。

○綿引委員長 確認できますか。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

こちらの都市計画の変更が令和3年6月25日に実施されておりますので、この地域のB地区における高さ10メートルという地区計画の規制自体は6月からなされておりますが、もともとが第1種低層住居専用地域というもの、エメラルドグリーンで示した用途地域だったんですが、もともとこの用途地域においては、高さが10メートルという規制と、その部分的な高さの制限、全く同じ規制がかかっておりまして、用途地域が変わって、その高さの規制が緩和されてしまうので地区計画で補うという、従来の規定を定めるという形を取っております。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 水道部に資料請求したいんですけども、今までは、要するに給水人口というのは過大な見積りをして、その結果、県からもさらに必要ない水を確保するというものであります。それが現状に合うようになるのかなと思うんですけども、ただ、この変更は何のための変更かという点、粉末活性炭処理設備の追加というのがありますよね。これについても何か資料を頂きたいんですけど、いかがですか。というのは、粉末活性炭処理設備を造るためには、その事業認可の変更が必要だと書いてあるので、粉末活性炭処理設備の中身、例えばいつ頃から建設が始まって、そしてどのくらいの費用がかかるのか。見直しするに当たっての根拠をちょっと資料として出していただきたいなと思っているんですけども、いかがですか。ただ、給水人口を変えるというだけの話なんだよ、これね、今回のやつは。ただ、後ろにあるわけでしょう、粉末活性炭処理設備。それについて、ちょっと資料を提出できないかということなんです。

○綿引委員長 処理設備に関する概要と水戸市が導入するものについての概要と。

○中庭委員 建設がいつから始まるのかとか、それから費用が幾らぐらいかかるのかとか、そういうのがなければ審議しようがないもの。

○綿引委員長 どうですか。

関谷水道総務課長。

○関谷水道部参事兼水道総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

粉末活性炭処理設備の概要ということでよろしければ、その資料のほうを提出したいと思います。

○綿引委員長 それでは、ただいま松本委員、中庭委員から請求のありました資料につきましては、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、付託後に開催されます委員会に執行部のほうで資料の提出をお願いいたします。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら、発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 私も、前回の委員会で通告ということで言ったものですから、今回のこれについても正副委員

長、そして事務局のほうにも通告をしておきました。

水戸駅は、昔は北口と南口と分かれておったんですよ。それではややこしいから水戸駅前というふうに直したんです。駅前ということは、南口も北口も含まれているというようなことで、そういうふうにしたと私は記憶しているんです。

そこで、要するにペDESTリアンデッキや、あるいは駅南のほうでスケボーをやっている、それで今までに破損された。水戸市駅前広場における安全で快適な環境の確保に関する条例というのができていますよね。

これを具体的に言うと、中身は読んでいると時間がかかっちゃうから、要するに5万円以下の過料に処するというになっているわけですね、やっちゃいけないところでやっているんだから。県のほうは迷惑条例というのかな。そして、道路法102条では罰金50万円、第3項には第43条の規定に違反した者と、こうなっています。県のほうの条例というのは、県の交通安全協会の中にできていると私は思っているんですよ。ですから、現行犯であれば、この過料を課することができるわけですね。

水戸市の条例をつくるときに柔らかく、子どもたちに優しく、守ってくださいよというような内容で、私もちょっと携わったような気がするんですよ。ですけども、じゃ、なぜ北口のペDESTリアンデッキのほうでスケボーをやっているのかとか、あるいは駅南のほうの空いているスペースでスケボーなんかもやっているのかとか。これは水戸市が守らなくちゃならないんですよ。だからといって、担当の皆さんがあそこに行き、ついているわけにはいかないでしょう。大体始まるのが午後10時ぐらいからですよ。そうしたら、例えば駅南だったら道路管理課長になるでしょう。あそこは道路になっているでしょう。道路管理課長が10時過ぎにあそこに行き見張っているなんてことはできないよね。じゃ、北口だって都市計画部になると思うんですよ。看板がかかって最近は少なくなってきたけど、相変わらずやっている子どもたちがいますよね。

ですから、今までの私の知っている範囲内の補修工事、これが250億から300億円ぐらいまでかかっているんじゃないかなと。私はそう思っています。間違っていたらごめんなさい。そのぐらいはかかって、水戸市が直している。だからといって、水戸市が現行犯で見つけて、果たしてその子どもや親に5万円以下の過料を課するというは、水戸市はできないでしょう。今までに1件もないでしょう。私はないと思っていますよ。

だから例えばですよ、仮に北口に防犯カメラをつけるとか、南口にはそれだけのスペースがあるところに何かを、スケボーができないようなそういうものをつけるとか。水戸市にはスケートボード協会というのがありますね、きっとね。体育協会の中には入っていないかもしれませんが。例えばそういう人に管理でも任せて、それを注意していただく。1回目、2回目はこれはもう警告というのかな、注意。それでも言うことを聞かなければ、これは証拠物件として警察のほうに出すほかなくなっちゃうんだよね。

このことについて、それぞれの所管の皆さんが今どのように考えられるか。道路管理課長さんは、駅南は道路管理課だから、そこでスケボーをやっていることは認めているでしょう。それ注意もしないでしょう。見張ってもいいでしょう。今の現状をお話いただけますか。

○綿引委員長 丹治課長。

○丹治道路管理課長 ただいま松本委員からいただきました御質問についてお答えします。

ペDESTリアンデッキ北口・南口につきまして、現時点でスケートボードの行為者に対する対応としましては、警察のほうとの御協力もいただきながら、合同で夜間におけるスケートボード行為者に対する注意、パトロールということ活動をしております。この4月以降、現時点で延べ5回ぐらいあるんですが、北口・南口あわせてパトロールをしているところでございます。

現状では口頭での注意にはとどまっておりますが、委員御指摘のとおり、そういう行為者が繰返しやってくる状況もございます。ですので、今後につきましては、単なる口頭の注意にとどまらず、さらにもう少し踏み込んで、条例に基づく勧告等の処置も含めて対応してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 要するに、県の条例をもう少し参考にしたほうがいいと思いますよ。水戸市と県のほうの条例と規則については、かなりの差があるんじゃないのかなというふうに思います。スケートボードというのはオリンピックでも金メダルも取っているんだから、子どもたちの中でどんどんスケートボードの人气が上がっていることは事実なんですよ。だから、水戸市のほうとして、そういう場所を早く造ってあげて、公共の場ではやらないような、やったらもっと罰則がこうだよというふうな、そういう方向に進めてもらったらいかかかな。何か千波公園のほうに一部、スケートボードのスペースを取ったとか、これは事実ですか。これは上田課長さんのほうかな。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 ただいまの松本委員の御質問にお答えいたします。

松本委員がおっしゃるとおり、現在、千波公園の西駐車場の一部、面積にして600平米程度のアスファルト舗装敷を安全帯で囲みまして、平日の昼間8時から夕方の5時くらいまで、月曜日から金曜日までですけども、社会実験としてスケボーが御利用できるような体制は整えてございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 600平米っていうと要するに200坪弱ぐらいだよ。そうすると、そこはどんなになっているのよ。ただ、平らになっているの。平らなアスファルトになっているだけだよ。だから、それは正式なスケートボード場とは言わないよね。オリンピックで見ても分かるとおりにね。スケートボードというのはかなりの技術を要する。

そうすると、千波湖のところはいつまでもそこに造っておくという、貸しておくということになるんですか。ある程度もっと技術のある子どもたちがたくさんいるんですよ。私の庭なんかにもすごい子どもが来て、スケートボードを私に見せてくれました。だから、そんな路面なんかで滑っていたんでは駄目なんです。台の上で滑ったりとか、いろんな技術を持った子どもがたくさん、今、多いんですよ。

だから、水戸市のほうで、じゃ駅南の子どもたちにやっちゃいけないよというためには、水戸市のほうではこういうふうにしますよというふうな、そういう考え方というのはございますか。どこかにこういうのを造りたいとか。ないよね。考えないんだろうよ。だから、どうしても何も千波湖まで行かなくたって、北口のペDESTリアンのほうが明るくて、人通りが多いし、だから県のほうでは迷惑条例の中にきちっとうたっ

てあるんだよね。

だから、あそこは下からさっと上がれば、要するに現行犯で捕まえることができるかもしれないですよ。捕まえることが目的じゃないと思うの。やっぱり健康のスポーツの一つだから、やはり水戸市の子どもたちもどんどん増えているわけでありますから、例えば水戸市がスケートボードなどをできるような場所を提供してあげて、駅南や北口ではやらないでくださいというような方向をもう少しきちっとやってあげるべきじゃないのかなというふうに私は思っておるんです。

ただ、無計画でそのまま、今の約600平米のそこを貸しておくからいいんだということだけではどうなの、ただの平らなところだけ。だって、そしたら特別委員会でも出ている物産館的なもの話もその後何の話もないけれども、どうなっているのかなと私は思っているんだけど、私が委員長だから、ここでいろいろ言うのもおかしいんだけど、執行部からその後の経過というのは何も受けてない。もしや、そこにそういう人が手を挙げてきたらば、その場所というのはどうなるんですか。今、スケボーで貸しておる場所。要するに民間人が手を挙げてきたら、候補者というのは何人かいるのはいるんでしょう。だから、その後どうなったのかなと。これは特別委員会もやらなくちゃならないなと私も思っているんですよ。県のほうは進んでおっても、水戸市のほうはそれっきりで進んでいるんだか、進んでいないんだか、どうなっているんだか全然分からないのが今の現状なんですよ。だから、それはそれとしても、じゃ、それができるとなったならば、そのスケートボード場というのは、その場所に入っちゃうんじゃないの。どうなの。別か、それは。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

現在、社会実験で行っているスケートボード場、臨時ではございまして、期間といたしましては、令和4年2月上旬、梅まつりまでの間を社会実験として、スケートボード場として開放しようということで現在進めているものでございます。したがって、今、松本委員から御指摘がございましたパークPFI事業に今後支障となるようなことはないように、私ども公園緑地課のほうも考えまして、そういった運用をしているところでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 運動というのは。運動をしているということは何を。そこらよく聞こえないんだけど。

○綿引委員長 上田課長。

○上田都市計画部技監兼公園緑地課長 すみません、運動という……

私が何か間違った言葉を使ったのかもしれませんが、梅まつり期間まで、令和4年2月上旬まで、取りあえず社会実験としてスケートボード場として開設をしているということでございまして、その後については、今後、パークPFI事業が進むことが見込まれますから、期間を梅まつり前までの社会実験として運用をしているところでございます。運動じゃなくて運用でございます。

○綿引委員長 松本委員。

○松本委員 梅まつりまで運用して、試験的にやっているということなんだけど、梅まつりになったら、それはもうバツになるでしょう。そうした場合には、今度はそこで遊んでいた子どもたちが、やっぱりこっち

へ戻ってくる。やるところがないもの。だから、やっぱり水戸市の考え方が、これ予算に関わる問題だとは思いますが、1年かかっても2年かかってもそういう計画を立てて、こういうふうなものを造っていきますよ。それまではできるだけ、やらないで我慢してくれとか、そういう説得力のあるような水戸市の行政をしていかなければ、いつになつたって、ペDESTリアンデッキだのなんだのに余計集まって、余計壊されて。罰金取るわけにもいかないから、都市計画部が補修をしていかなきゃならない。上から落っこちた子どももいるでしょう。だから非常に危険なんです。だから、早くそういう方向を、秋葉副市長さんもいるし、加藤部長さんもいるし、上のほうで少し調整して、考えていただいたらと思って要望としておきます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は、通学路の安全対策について再度質問したいと思うんですけど、前回の委員会でもお話ししましたように、千葉県の八街市で今年6月に小学生の列にトラックが突っ込んで5人が死傷するという悲惨な事件が起きました。

11月10日の委員会でも話した、見川2丁目のこの市道では、通学路が大体1メートルぐらい、50センチメートルぐらいのところを子どもたちが命がけで毎日渡っているという状況にあるわけです。地元の皆さんからも私のところに再三、改善してほしいということが来ているんですけども、そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、水戸市のガードレールとかカーブミラーとか、こういう交通安全施設の予算というのは幾らなのか、本年度幾らなのかお答えいただきたいと思います。

○綿引委員長 施設全て含めてということですか。

○中庭委員 そうね。いわゆるガードレールとかカーブミラーなどの交通安全施設整備費というのは幾らなのか。ちょっとお答えいただけないかと。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

本年度予算の中で組ませていただいた交通安全施設整備費というものがありますが、そちらのほうで大体1億4,000万円前後ぐらいのお金が、工事とかそういったところで組まれております。その中のメニューには、今お話しいただいたカーブミラーとかガードレールとか、そういった部分の費用になってございます。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は非常に少ないんじゃないかなと思うんですね。やっぱり交通安全に対する予算が少ない。それともう一つは生活道路の整備予算というのはどのくらいあるのか。これももっと手厚くする必要があるんじゃないかなと思うんですけども、幾らぐらいなんですか、これ。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

狭あい道路の整備につきましては、年2,000メートルの工事を計画しております、令和3年度の狭あい道路の予算につきましては、狭あい道路及び後退敷地整備事業費として3億9,000万円となります。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 大体2つあわせても5億二、三千万円ということで、非常に少ないんじゃないかなと思うんです

よね。私もカーブミラーなどの設置要望についていろいろ受けておりますけれども、いつ頃つくのかと。すると大体1年後だとかね。本当に少ないんですよ。それから、生活道路の整備費についても、要望しても大体10年ぐらいかかるのかという状況にあるんですけれども、今現状、どうなっているの。こういう生活道路の整備の設置要望の箇所がどのくらいあって、実際どのくらいかかっているんですか。

○綿引委員長 有金課長。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

狭あい道路の整備につきましては、昭和57年度から令和2年度までの受付路線が363路線ございまして、令和3年3月末時点で210路線、約55%の整備が完了しております。整備が完了していない路線につきましては、現在、測量や工事を継続して実施しているところでございます。

○中庭委員 何年ぐらいかかるの。

○有金建設部技監兼生活道路整備課長 工事を完了していない路線につきまして、未整備路線として概算工事費で計算いたしますと、残事業の整備完了までは約11年かかります。

以上です。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 11年もかかったんでは、これは本当に市民の皆さんの要望に応えられないと私は思うんですよ。私も調べてみたら、こういう予算をもっと増やさなくちゃならない。市民会館の建設問題でも当初予算になかったのに、上空通路に5億4,000万円も9月の補正予算でお金が出ちゃうと。これ、一体何だというふうに思うんですけれども、こんな事業は中止して、やっぱり生活道路のほうに回すべきじゃないかと思うんですけれども、交通安全施設のほうに回すべきじゃないかと思うんですけれども、いかがですか。

○綿引委員長 大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えいたします。

市民の安全を守るという予算についても、それはとても重要なことですし、それに見合った整備を進めていくために、単独費予算ではなくて、国の補助なんかも活用しながら進めていくということで、これまでもなるべく補助が活用できるものは補助を活用して、できるだけ進捗を図ってきたところでございます。

また、今、御質問いただきました泉町1丁目北地区のところに設置を予定しています上空通路につきましては、また違う観点で、水戸市の活性化を図るために、そこを利用する人たちの安全を確保するためにどうしても必要な施設ということで、これもまた安全確保という点では非常に重要な施設だと考えております。そちらの件につきましては、今年度の7月の特別委員会でその概要について御説明を差し上げ、また9月の議会において必要な予算について議案として提出させていただいて、審議をいただきまして、お認めいただいているような状況です。どちらの施設についても、ある意味、安全という意味では非常に重要な施設だということなので、どちらかをやめてどちらかをやるかというのではなく、両方とも何とかやっていきたいというふうな形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○綿引委員長 中庭委員。

○中庭委員 それから、11月19日に閣議決定がされましたよね。この中に、通学路の安全対策の予算というのが今回、初めて組まれたというような状況なんですよ。これは、八街市の事件から見て、今回の閣議

決定の48ページに、通学路における交通安全の確保に関する対策というのが出ているんですよ。これが今回、補正予算に組まれたということなんですけれども、これ幾らぐらい組まれているか。そしてまた、どのくらいのお金が水戸に来るのか、お答えいただきたい。

○綿引委員長 11月19日に閣議決定されたんですね。まだ1週間もたっていないんですよ。お答えのほうは難しいと思いますよ。

〔「資料もらっているんだろうよ、幾らかかったって」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、そこまではもらってなくて、国会議員からもらったのは、ただ閣議決定をもらったやつなんで、だから私が言いたいのは、国は今回、特別に八街市の事故で予算が組まれたので、水戸市も手を挙げて、そしてその予算を使って、交通安全対策、通学路の安全対策をやったらいんじゃないかという私の提案なんです。この地域、場所を見ても、ここの道路拡幅だとか用地買収だって大変なお金がかかるわけですよ。そうしなければ安全対策は完全にされないということなんで、そういう点では、私はもっと水戸市がそんな上空通路に5億4,000万円も国に要求してお金をつけてもらうよりは、私はこっちのほうの方が大事じゃないかと。だから、そういう点では積極的に水戸市として手を挙げて、通学路の安全対策にやるべきじゃないかということなんですけれども、水戸市の考えをお聞かせいただきたい。

○綿引委員長 先ほども答弁いただいていますように、全ての事業を一生懸命やっていくということで答弁いただいておりますし、優劣をつけることはないということでございますので、そこで御理解をいただきたいと思います。ただいまの件については、意見として……

○中庭委員 意見じゃなくて答弁を求めているんだよ。答弁をお願いします。

○綿引委員長 先ほど答弁されておりますので……

○中庭委員 閣議決定を受けて、やっぱり国が一時的にはお金出すことになったんですよ。だから、そのお金を使って、私はこういう議会の中とかで、水戸市で255か所もあるんだから、水戸市は積極的にこの予算を使って、国の予算に手を上げるべきではないかということを行っているんですよ。

○綿引委員長 では、御意見ということで、分かりました。

○中庭委員 答弁を求めているんだ、答弁を。答弁してもらっていいんじゃないの。なぜ答弁もらえないの。委員長の判断で答弁を駄目だというのはおかしいでしょうよ、だから、委員長……

○綿引委員長 中庭委員、一度着席してください。

○中庭委員 私は答弁もらわなくちゃ駄目だ。

○綿引委員長 だから答弁させますから、一度。先ほど上空通路の件とあわせてのところは御答弁をいただいておりますので、そこは削除してください。あわせて、11月19日、閣議決定ということでございますけれども、まだ6日しかたっていない。そこで執行部にはどこまでの情報が入っているか分かりませんが、その点を踏まえて、中庭委員の御意見に対する答弁を執行部からお願いをいたします。

大森課長。

○大森建設部技監兼建設計画課長 ただいまの中庭委員の御質問にお答えします。

これまで9月の委員会の際に、通学路の緊急対策として予算のほう計上させていただいて、その後残っているところはどうかというようなことで、国からの制度設計はないのかというような御質問を

いただいております。

今、委員のほうからお話がありましたように、国のほうで閣議決定されたのが11月19日の午後ということで、その後、ホームページとかにもどんな形で広報されているのか確認のほうはしておりますが、今のお話いただいた詳しい内容までは私どもではまだ把握はしてございませんで、安全、安心に係る対策としての費用は組まれたというような形になってはいますが、その内訳についてはまだ情報が下りてきていないような状況でございます。

今後、そういったところの情報を逐一注視しながら、残る安全対策について必要な経費の補助が取れるものであれば、そういったものをできるだけ活用しながら、そういった対策のほうは進めていきたいと考えております。今の段階では情報がまだ全くというほど入っていないで、総額の部分しかちょっと分かりませんので、そういったところの情報収集にも努めていきたいと思っております。

○綿引委員長 ほかにございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ないようですので、以上をもちまして、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時32分 散会